

日本排尿機能学会倫理委員会規則

制定 令和3年 3月14日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本排尿機能学会倫理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は社団法人日本排尿機能学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、本学会における倫理関係の業務を行う。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 本学会に関する倫理関係の業務

(2) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項の審議

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 日本排尿機能学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）

(2) その他、委員会が必要と認める者

(委員の選任)

第5条 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないが、原則として継続して2期を超えることはできない。ただし、理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。

1. 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

1. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

3. 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任を執行できないときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

1. 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本排尿機能学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、令和3年3月14日から施行し、令和3年3月14日より適用する。